

アニマルウェルフェア（AW）畜産食品事業所の認証基準に関する要項 （牛乳・乳製品編）

第1 目的

我が国において、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマルウェルフェア畜産」または「AW畜産」という）の展開を促進し、消費者の理解を得るため、AW畜産認証農場の生産物を原材料にした食品の製造・販売事業所に係る要項を定め、アニマルウェルフェアの普及・推進に寄与することを目的とする。

第2 認証の基準および対象者

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）は、AW畜産認証農場の生乳を原材料にした食品を製造・販売する事業所について、認証基準と認証対象者を定め、申請により各々の基準を満たす者に対し認証を行なうものとする。

第3 認証

1 AW畜産食品認証事業所の条件

- (1) AW畜産認証農場の生乳を100%原材料にして、牛乳・乳製品などの製造・販売業を営む意思を持つ事業所であること。
- (2) 事業所は認証状の交付にあたり、上記農場の生乳を100%原材料にして、牛乳・乳製品などを製造する旨の誓約書を協会に提出すること。
- (3) 関連法令に基づく各種許認可を取得し、法令を順守する事業所であること。
- (4) AW畜産認証農場や協会などと協力し、ともにAW畜産の普及・推進に努める意欲を持つ事業所であること。

2 認証の申請、申請者の欠格事項、認証の決定及び認証状の交付等

「アニマルウェルフェア（AW）畜産認証に関する要項」を準用する。

3 認証申請書に添付が必要な書類

- (1) アニマルウェルフェア畜産食品(牛乳・乳製品)生産状況報告書
- (2) 食品事業所認証の誓約書
- (3) 都道府県発行の酪農事業施設の新設承認書（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の承認書の写し）
- (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき酪農事業施設新設または変更の申請に使用した書類の写し
- (5) 所管の保健所発行の製造品目別営業許可証の写し（有効期限内のもの）
- (6) 食品衛生責任者実務講習会の修了書の写し（有効期限内のもの）

(7) P L (生産物賠償責任) 保険証書の写し (有効期限内のもの)

(8) 工場の新設、増設等の変更があれば酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき酪農事業施設新設または変更の申請に使用した書類の写し

第4 審査員

1 審査員は、業務に関する見識や実務経験を有し、アニマルウェルフェア畜産の普及・推進に対する熱意がある者とする。

2 審査員は、当該事業所に関する守秘義務を負うものとする。

第5 立ち入り審査

1 立ち入り審査は、事業者による前記の書類提出を受け、審査員が書類と現況を照合して実施する。

2 立ち入り審査は、原則として、新規申請年および認証期限の失効年 (失効日まで) において、それぞれ1回実施する。それ以外の年には立ち入り検査は実施せず、上記書類 (アニマルウェルフェア畜産食品 (牛乳・乳製品) 生産状況報告書および食品事業所認証の誓約書) 提出のみとし、その審査料金は15,000円/年とする。ただし、立ち入り検査に該当しない年度であっても、前年度と製造量及び製造品目に変更があり、増設または新設施設において製造を行っている場合には、上記の第3(8)の申請に基づき立ち入り検査を実施することもある。

3 改善事項などがある場合、協会はその旨を事業者に指摘し、指導することができる。

第6 認証判定

代表理事は、審査員から審査結果を受け、過半数の理事の承諾を得た場合、認証と判定する。

第7 認証マークの使用

代表理事が別に定める。

第8 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を受けた日から5年とする。

第9 認証書の掲示、継続、取り消し、辞退、公表、報告、立ち入り調査等

「アニマルウェルフェア (AW) 畜産認証に関する要項」を準用する。

第10 認証者の義務 認証を受けた者は、本要項や関係法令を順守するとともに、消費者のAW畜産への理解を醸成するための広報活動に努める。

第 11 その他

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができる。

附則

この要項は、2020年6月28日から改訂施行する。